

第一百二十二回国会 大蔵委員会 議録 第七号

(一二七)

平成四年三月十三日(金曜日)	
午後五時五十三分開議	
出席委員	
委員長 太田 誠一君	
理事 井奥 貞雄君	理事 中川 昭一君
理事 村上誠一郎君	理事 柳本 卓治君
理事 細谷 治通君	理事 日笠 勝之君
浅野 勝人君	石原 伸晃君
今津 寛君	岩村卯 一郎君
江口 一雄君	狩野 勝君
大野 功統君	久野 統一郎君
龜井 善之君	河村 静六君
小林 興起君	木間 静六君
戸塚 進也君	江田 五月君
古屋 圭司君	同月七日
池田 元久君	同月七日
佐藤 恒晴君	同月七日
中村 正男君	同月七日
堀 昌雄君	同月七日
正森 成二君	同月七日
菅 直人君	同月七日
東 祥三君	同月七日
仙谷 由人君	同月七日
池田 早川	同月七日
渡辺 宮地	同月七日
富塚 三夫君	同月七日
沢田 嘉藏君	同月七日
元利君	同月七日
山下 広君	同月七日
林 大幹君	同月七日
佐藤 観樹君	同月七日
元利君	同月七日
相沢 英之君	同月七日
菅 直人君	同月七日
前田 正君	同月七日
佐藤 善之君	同月七日
河村 建夫君	同月七日
久野 統一郎君	同月七日
小林 興起君	同月七日
前田 正君	同月七日
佐藤 恒晴君	同月七日
英之君	同月七日
相沢 英之君	同月七日
水田 敏次郎君	同月七日
村山 達雄君	同月七日
松永 光君	同月七日
松本 十郎君	同月七日
村田 敏次郎君	同月七日
村山 達雄君	同月七日
後藤田 正晴君	同月七日
江口 一雄君	同月七日
勝君	同月七日
補欠選任	
同日	
出席政府委員	
出席國務大臣	
大蔵政務次官	
大蔵大臣官房審議官	
大蔵省銀行局長	
大蔵省税局長	
大蔵省国際金融局長	
江沢 雄一君	
大蔵大臣	
羽田 政君	
仁君	
同日	
出席政府委員	
出席國務大臣	
大蔵政務次官	
大蔵大臣官房審議官	
大蔵省銀行局長	
大蔵省税局長	
大蔵省国際金融局長	
江沢 雄一君	
松永 光君	
河村 静六君	
木間 静六君	
江田 五月君	
同月十一日	
同月十三日	
同月十四日	
同月十五日	
同月十六日	
同月十七日	
同月十八日	
同月十九日	
同月二十日	
同月廿一日	
同月廿二日	
同月廿三日	
同月廿四日	
同月廿五日	
同月廿六日	
同月廿七日	
同月廿八日	
同月廿九日	
同月三十日	
同月廿九号(予)	
公認会計士法の一部を改正する法律案(内閣提出第六十九号)(予)	
共済年金改善に関する請願(衛藤征士郎君紹介)(第四四七四号)	
同(亀井静香君紹介)(第四七五号)	
同(片岡武司君紹介)(第四七七号)	
同(北川正恭君紹介)(第四七八号)	
同(宮路和明君紹介)(第四七八号)	
同(衛藤征士郎君紹介)(第五〇七号)	
同(亀井静香君紹介)(第五〇八号)	
同(衛藤征士郎君紹介)(第五〇九号)	
同(常松裕志君紹介)(第四八一號)	
同外二件(加藤万吉君紹介)(第四八〇号)	
電波によるたばこ宣伝の廃止に関する請願(沖田正人君紹介)(第四七九号)	

同(不破哲三君紹介)(第四八二号)  
 同(小岩井清君紹介)(第四九三号)  
 同(眞松裕志君紹介)(第四九四号)  
 同(武藤山治君紹介)(第四九五号)  
 同(常松裕志君紹介)(第五一五号)  
 同外四件(外口玉子君紹介)(第五一六号)  
 同(檜崎弥之助君紹介)(第五一七号)  
 同(武藤山治君紹介)(第五一八号)  
 同(常松裕志君紹介)(第五一九号)  
 同(武藤山治君紹介)(第五三〇号)  
 同(大野由利子君紹介)(第五三六号)  
 同(沖田正人君紹介)(第五三七号)  
 同(清水勇君紹介)(第五三八号)  
 同(常松裕志君紹介)(第五三九号)  
 同(中村巣君紹介)(第五四〇号)  
 同(武藤山治君紹介)(第五四一号)  
 同(大野由利子君紹介)(第五九五号)  
 同(岡崎トミ子君紹介)(第五九六号)  
 同(沖田正人君紹介)(第五九七号)  
 同(武藤山治君紹介)(第五九八号)  
 同(大野由利子君紹介)(第六三〇号)  
 同(長谷百合子君紹介)(第六三一号)

は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

租税特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第三号)  
 相続税法等の一部を改正する法律案(内閣提出第四号)  
 法人特別税法案(内閣提出第四号)  
 相続税法の一部を改正する法律案(内閣提出第五号)  
 国際金融公社への加盟に伴う措置に関する法律及び米州開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第三八号)

日本輸出入銀行法の一部を改正する法律案(内閣提出第三九号)  
 内閣提出、租税特別措置法の一部を改正する法律案、法人特別税法案及び相続税法の一部を改正する法律案、法人特別税法案及び相続税法の各案を議題といたします。各案につきましては、去る四日、質疑を終いたしております。

これより各案を一括して討論に入ります。

討論の申し出がありますので、順次これを許します。正森成二君。

○正森委員 私は、日本共産党を代表し、租税特別措置法一部改正案及び法人特別税法案について反対、相続税法一部改正案について賛成の討論を行います。

まず、租税特別措置法一部改正案についてであります。

法案の中の中小企業対策、小規模宅地等への相続税の減免措置、土地・住宅税制、福祉、農林水産業対策等の改正は、不十分さや問題点もありますが、一応賛成であります。

しかし、大企業向けでは、若干の改善はあるも

のの、廃止はわずか四件にとどまり、各種準備金、特別償却、税額控除、登録免許税等のほとんどがそのままか若干の見直しの上延長となつていて、輸入促進・外資導入・円滑化税制の新設など大企業優遇税制が新設され、不公平税制の拡大する行わ

れています。その一方で、財源不足対策として、主

として中小企業に負担を強制する赤字法人課税を行おうとしています。

以上、全体として大企業優遇税制の温存・拡

大・新設が中心であり、租税法改正案には反対であります。

なお、中小企業税制においては、青色、白色を構築するよう、政府に改めてその検討を要求いたしました。

主張であります。

○正森委員 私は、日本共産党を代表し、租税特別措置法一部改正案及び法人特別税法案について反対、相続税法一部改正案について賛成の討論を行います。正森成二君。

まず、租税特別措置法一部改正案についてであります。我が党は、庶民の生存権的な土地にまで

時価方式を徹底させ、相続税評価水準を実勢価格

に近づけることに対応であり、相続税の仕組みを

抜本的に収益還元方式へ転換するよう主張してい

ますが、これは本法律事項ではありません。本改

正案は、その相続税評価水準引き上げを前提に、

負担増が生じないよう負担調整を行おうとする当

然の措置であり、賛成いたします。

以上で、討論を終わります。

○中井委員 中井治君。

○中井委員 私は、民社党を代表して、たいま

議題となつております税制三法案について討論を行います。

まず、相続税法の一部を改正する法律案には賛成です。我が党は、土地評価額引き上げによる相

続税の負担増を軽減するため、課税最低限の引き

上げ、税率調整、小規模宅地等の減額措置拡充及

び申告期限の延長などを求めできました。本法案

は民社党提案の内容を盛り込んだものであり、賛

成すべきと考えます。

次に、租税特別措置法の一部を改正する法律

案、法人特別税法案には反対です。

我が党は、両院の代表質問や各委員会での質

問、予算編成前の党首会談などで、政府に、歳入

減額を理由に増税を行わないよう強く求め

てまいりました。また、税収不足を理由に期限を

切った税制度を延長することにも反対をしてま

いました。安易な増税に反対は民社党の一貫した

主張であります。

○太田委員長 起立多数。よって、本案は原案の

とおり可決すべきものと決しました。

次に、法人特別税法案について採決いたしま

す。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○太田委員長 起立多数。よって、本案は原案の

とおり可決すべきものと決しました。







(保税上屋、保税倉庫、保税工場及び保税展示場についての規定の準用)

四条から第四十七条まで（保税上屋の貨物の取扱い能力の増減等・許可を受けた者の関税の納付義務・休業又は廃業の届出・許可の消滅）、第五十一条第二項（保税倉庫に外国貨物を置くことの承認及びその申請）、第五十三条（外国貨物を置くことの承認の際の検査）、第五十八条の二から第六十一条まで（納稅申告の特例・内国貨物の使用等・原料課税・保税工場外における保税作業）、第六十一条の二（第二項（指定保税工場についての報告義務））、第六十二条の四（販売用貨物等の蔵置場所の制限等）並びに第六十二条の五（保税展示場外における使用の許可）の規定は、総合保税地域について準用する。この場合において、第六十二条第二項中「前項」とあるのは「第六十二条の八第一項（総合保税地域の許可）」と、「前項但書」とあるのは「第六十二条の十五（総合保税地域）において準用する前項ただし書」と、第四十七条第一項第二号中「死亡し、又は解散した」とあるのは「解散した」と、同条第三項中「許可を受けていた者」とあるのは「許可を受けていた法人（当該法人以外に当該総合保税地域において貨物を管理していた者がある場合には、その者を含む。以下この項において同じ。）」と、第五十一条第二項中「前項」とあるのは「第六十二条の十（総合保税地域に外国貨物を置くこと等の承認）」と、「同項」とあるのは「同条」と、同条第三項中「第一項」とあるのは「第六十二条の十一（総合保税地に外貨物を置くこと等の承認）」とあるのは「第六十二条の九（総合保税地）」。

十一条の十(総合保税地域に外国貨物を置くこと等の承認)」と、第五十三条第一項〔同項〕とあるのは「第六十二条の十(総合保税地域に外国貨物を置くこと等の承認)」と、「同項」とあるのは「同条」と、第五十八条の二中「行う保税工場の許可を受けた者」とあるのは「総合保税地域において行う者」と、「第六十条第一項」とあるのは「第六十二条の十五(総合保税地帯)において準用する第六十条第一項」と、第六十条第一項〔同項〕とあるのは「総合保税地帯において準用する第六十二条の十五(総合保税作業(改装、仕分その他の手入れを除く。以下この項において同じ。)を行う者)と、「第六十二条(保税工場)において準用する第五十六条第一項(保税倉庫に外国貨物を置くことの承認)」とあるのは「第六十二条の十(総合保税地域に外国貨物を置くこと等の承認)」と、第六十二条第三項中「第一項」とあるのは「第二条第一項(保税倉庫に外国貨物を置くことの承認)」とあるのは「第六十二条の五(保税展示場における使用の許可)」と、「前条第一項」とあるのは「第六十二条の十五(総合保税地域)において準用する第一項又は第六十二条の五(保税展示場における使用の許可)」と、「前条第一項」とあるのは「第六十二条の十五(総合保税地域)において準用する第一項」と、同条第四項及び第五項中「第一項」とあるのは「第六十二条の十五(総合保税地域)において準用する第一項(保税作業(改装、仕分その他の手入れを除く。以下この項において同じ。)を行う者)と、「同項の規定」とあるのは「これらの規定」と、第六十二条の二第二項中「前項の指定を受けた者」とあるのは「総合保税地帯において保税作業(改装、仕分その他の手入れを除く。以下この項において同じ。)を行う者」と、「同項の税関長の特定した外国貨物」とあるのは「外国貨物」と、第六十二条の四第一項中「制限し、又は保税展示場に入れられた外国貨物で性質若しくは形状に変更が加えられるものにつき、その使用状況の報告を求める」とあるのは「制限する」と読み替えるものとする。

長に申告し、その承認を受けて」を加え、同項後段を次のように改める。

」の場合において、税関長は、運送の状況その他の事情を勘案して取締り上支障がないと認めるときは、政令で定める期間の範囲内で税関長が指定する期間内に発送される外国貨物の運送について一括して承認することができる。

第六十一条第二項中「前項の」を「前項の承認をする」に改め、同条第三項中「呈示し」を「提示し」と改め、同項に次のただし書を加える。

「を「出入り」に、「一時持出」を「一時持出し」に、  
「取扱」を「取扱い」に改め、「これを」を削る。  
第一百条第三号中「第五十六条」を「第五十六条」  
第一項に、「又は第六十二条の二(保税展示場)又は第六十二  
条の二第一項(保税展示場)又は第六十二条の八第一項(総合保税地城)」に、「又は  
保税展示場」を「保税展示場又は総合保税地城」  
に改める。

五「総合保税地域」を「取扱い」に、「第五十六条」を「第五十六条第一項」に、「若しくは第六十二条の二（保税展示場）」を「第六十二条の二第一項（保税展示場）」若しくは第六十二条の八第一項（総合保税地域）」に改め、同条第二項中「第五十六条」を「第五十六条第一項」に、「又は第六十二条の二（保税展示場）」を「第六十二条の二第一項（保税展示場）」又は第六十二条の八第一項（総合保税地域）」に、「及び第六十二条の七（保税展示場）」を「第六十二条の七（保税展示場）及び第六十二条の十  
六十二条の七（保税展示場）及び第六十二条の十  
五（総合保税地域）」に改める。

第六十三条第五項に次のただし書を加える。  
ただし、第一項後段の規定により一括して承認を受けた場合においては、第三項及び前項の指定に係る期間を基礎として当該承認をした税關長が指定した期間ごとに、当該期間内に到着した外国貨物に係る運送日録について一括して確認を受けることができる。

第七十九条第一項第三号の次に次の一号を加える。

「若しくは積み戻され」を加え、同項第三号中「除く外」を「除くほか」に改める。

三)の二 総合保税地域にある外国貨物で、第六十二条の九(総合保税地域に外国貨物を置くことができる期間)に規定する期間を経過したもの

六十二条の十五(総合保税地域)」を、「外国貨物の検査)」の下に「(第六十二条の七(保税展示場)及び第六十二条の十五(総合保税地域)において準用する場合を含む。)」を加え、「第六十三条第二項」を「第六十三条第二項」と、「積みもどし」を「積戻」」と、「第七十六条第一項但書」を「第七十六条第一項ただし書」に改める。

第一百五十五条中「左の」を「次の」に改め、同条第二号中「一時持出」を「一時持出し」に、「若しくは

第七十九条第一項第四号中及び第六十二条の七(保税展示場)を「第六十二条の十五(総合保税地域)」及び第六十二条の十五(総合保税地域)に、「若しくは保税展示場」を「保税展示場若しくは総合保税地域」に改める。

「一項」を「第六十三条第一項」に、「積みもどし」を「積戻し」に、「第七十六条第一項但書」を「第七十六条第一項ただし書」に改める。

等の承認)の規定に、「(一)の許可」を「(第六十二)  
条の十五(総合保税地域)において準用する場合  
を含む。」の許可)に、「保税工場から」を「保税工  
場若しくは総合保税地域から」に改め、同条第  
三号中「取扱」を「取扱い」に改め、「第六十二条  
の二(第三項)」の下に「(保税展示場内での行為)若  
しくは第六十二条の八第一項(総合保税地域の  
許可)」を加え、「保税展示場」を「保税展示場若  
しくは総合保税地域」に改め、同条第四号中「届  
出」の下に「若しくは第六十二条の十一(総合保  
税地域に販売用貨物等を入れることとの届出)」を  
加え、「同条第三項」を「第三十一条第三項」に  
「若しくは第五十四条」を「第五十四条」に改  
め、「含む。」の下に「若しくは第六十二条の十  
二(総合保税地域についての記帳義務)」を加え、  
「かくした者」を「隠した者」に改め、同条第五号  
中「許可」の下に「(第六十二条の十五(総合保税  
地域)において準用する場合を含む。)」を加え、  
「保税展示場以外の」を「保税展示場若しくは總  
合保税地域以外の」に、「保税展示場から」を「保

税展示場若しくは総合保税地域から」に改め、同条第六号中「制限等」の下に「(第六十二条の十五(総合保税地域)において準用する場合を含む。)」を加える。

**第三条** 関税暫定措置法（昭和三十五年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。

「日」に改める。

第七条の二第一項中「平成四年三月三十日」を「平成五年三月三十一日」、「一百九十九円」を「一百六十円」、「一百四十五円」を「一百一十円」に改める。

第八条の四第一項中「(外国貨物を置くことの承認)」を「(保税倉庫に外国貨物を置くことの承認)」に改め、「場合を含む。」の下に「又は第六十二条の十(総合保税地域に外国貨物を置くこと等の承認)」を加える。

みを次のように改める。  
蔵したものに限る。)

六〇%

名。( )

六〇%

一〇九

ひ冷蔵したものに限る。)

卷之三

四  
九  
九

卷之三

第一類第五号

大蔵委員会議録第七号 平成四年三月十三日



(輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律)

法律の一部改正に伴う経過措置)

第七条 前条の規定による改正後の輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第四条第二項の規定は、施行日以後に輸入申告がされた保税工場における保税作業による製品である課税物品について適用し、施行日前に輸入申告がされた保税工場における保税作業による製品である課税物品については、なお従前の例による。

(通関業法の一部改正)

第八条 通関業法(昭和四十一年法律第二百二十二号)の一部を次のように改正する。

第一条第一号イの(1)中「若しくは保税工場」を「保税工場若しくは総合保税地域」に改め、「質くこと」の下に「保税工場において外国貨物を保税法第五十六条第一項に規定する保税作業に使用すること若しくは総合保税地域において同法第六十二条の八第一項第二号若しくは第三号に掲げる行為をすること」を加え、「関税法」を「同法」に改める。

(大蔵省設置法の一部改正)

第九条 大蔵省設置法(昭和二十四年法律第二百四十四号)の一部を次のように改正する。

第四条第四十七号中「及び保税展示場」を「保税展示場及び総合保税地域」に改める。

#### 理由

最近における内外の経済情勢の変化に対応し、我が国の市場の一層の開放を図る等の見地から、原油等の関税率を引き下げるとともに、平成四年三月三十一日に適用期限の到来する関税の免税還付制度及び暫定関税率の適用期限の延長等を図るために関税率法及び関税暫定措置法について、総合保税地域制度を新設する等のため関税法について、それぞれ所要の改正を行う等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

(国際金融公社への加盟に伴う措置に関する法律)

法律の一部改正する法律案

国際金融公社への加盟に伴う措置に関する法律の一部改正

(米州開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律)

法律の一部改正

米州開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律

ものとし、第六号の規定により資金の貸付けを受けることができる者にあっては前号に規定する外國法人を除くに改め、同号を同条第十三号とし、同条第十一号中「第五号又は」を「第五号若しくは」とし、「第七号の場合にあっては、同号に規定する法律の一部を改正する法律

国際金融公社への加盟に伴う措置に関する法律の一部改正する法律案

と見込まれる場合であつて、次の各号のいずれかに該当するとき限り、行うことができる。

一 國際通貨基金等（日本輸出入銀行を除く。）による経済支援資金の全部又は一部の供与が行われることにより、前条第九号の規定による貸付けに係る資金の償還が確保されることとなつてゐる場合

二 前条第九号の規定による資金の貸付けについて確実な担保を徵する場合

第十八条の三第二項中「第十八条第一号から第九号まで」を「第十八条第一号から第十号まで」に、「同条第十号」を「同条第十一号」に、「同条第十一号、第十二号及び第十五号」を「同条第十二号、第十三号及び第十五号」に、「同条第十三号及び第十四号」を「同条第十四号及び第十五号」に改める。

第十九条第一項中「第十八条第一号から第九号まで及び第十一号から第十四号まで」を「第十八条第一号から第十一号まで及び第十二号から第十五号まで」に改める。

第二十条第一項中「同条第十一号若しくは第十二号」を「同条第十二号若しくは第十三号」に、「同条第九号」を「同条第十号」に改め、同条第一項中「資金の貸付け」を「受入れ」を「受入れ」に、「重要物資の輸入」を「重要物資等の輸入若しくは受入れ」に、「基づく」を「基づく」に、「第十八号第一号から第四号まで又は第九号」を「第十八号第一号から第四号まで又は第十号」に、「これる」を「超える」に改め、同条第四項中「同条第十一号から第十三号まで」を「同条第十二号から第十四号まで」に、「同条第十号」を「同条第十一号」に、「同条第十四号」を「同条第十五号」に、「同条第十三号又は第十四号」を「同条第十四号又は第十五号」に改め、同条に次の一項を加える。

6 第十八条第九号の規定による資金の貸付けは、その貸付金の償還期限が一年以内である場合に限り、行うことができる。

第二十二条中「重要物資の品目」を「重要物資等の品目又は種類」に改める。

第二十四条第二項中「第十八条第十号」を「第十八条第十一号」に改める。

第三十九条の二の見出しを「外貨債券等の発行」に改め、同条第一項中「次条第二項」を「第四十条第二項」に、「（以下「外貨債券」）を「又は外国を発行地とする本邦通貨をもつて表示する債券」を「外貨債券等」に改め、同条の次に次の二条を加える。

第四十条及び第四十六条第五号中「外貨債券」を「外貨債券等」に改める。

第三十九条の二第一項中「債券」の下に「次条第三項を除き」を加える。

我が国の輸入の拡大及び開発途上国等との経済交流の促進を図るために、日本輸出入銀行の業務について、技術の受入れに対する貸付け等を追加するとともに、外国を発行地とする本邦通貨をもつて表示する債券を発行できることとするほか、所要の規定の整備を行う必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（日本開発銀行法の一部改正止）

3 日本開発銀行法（昭和二十六年法律第百八号）の一部を次のよう改正する。

第三十七条の二第一項中「債券」の下に「次条第三項を除き」を加える。

第三十七条の三第一項中「この項」の下に「及び第三項」を加え、同条に次の一項を加える。

3 日本輸出入銀行法（昭和二十五年法律第二百六十八号）第三十九条の三第一項の規定により同法第三十九条の二第一項に規定する外貨債券等につき政府が保証契約をする場合に、当該保証契約をする外貨債券等について

は、政府が外資受人法第二条第二項の規定により保証契約をすることができる債券とみなして、第（一）項の規定を適用する。

（日本輸出入銀行法による貸付金の利息の特例等に関する法律の一部改正）

4 日本輸出入銀行法による貸付金の利息の特例等に関する法律（昭和四十六年法律第四十五号）の一部を改正する法律（平成四年法律第一号）による改正前の日本輸出入銀行法（昭和二十五年法律第二百六十八号）を「日本輸出入銀行法（昭和二十六年法律第二百六十八号）」に改め、同法を「旧日本輸出入銀行法」という。）、「同法」を「旧日本輸出入銀行法」に改める。

第二条中「日本輸出入銀行法（昭和二十五年法律第二百六十八号）」を「日本輸出入銀行法（昭和二十六年法律第二百六十八号）」に改め、同法を「旧日本輸出入銀行法」という。）、「同法」を「旧日本輸出入銀行法」に改める。

第三十七条の三第一項の規定により同法第三十七条の二第一項に規定する外貨債券等につき政府が保証契約をする場合には、当該保証契約をする外貨債券等については、政府が外資受人法第二条第二項の規定により保証契約をすることができる債券とみなして、第一項の規定を適用する。

第三条中「日本輸出入銀行法」及び「同法」を「旧日本輸出入銀行法」に改める。

第一類第五号

大蔵委員会議録第七号

平成四年二月十三日

平成四年三月二十七日印刷

平成四年三月三十日發行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

B